

菊川市こども計画

～令和 7 年度計画変更～

令和 8 年 3 月

変更箇所

第7章 将来人口推計に基づく量の見込みと確保の方策.....	90
4 地域子ども・子育て支援事業について.....	107
(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度).....	123
(17) 子育て短期支援事業(ショートステイ).....	125
(18) その他のサービス(未実施事業).....	126
参考資料.....	128

目次

参考資料.....	128
-----------	-----

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【概要】

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業

【対象】

0歳6か月から3歳未満の保育所等未入所の乳幼児

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(人/月)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量 の 見 込 み	0歳児	0	0	10	10	10	9
	1歳児	0	0	7	7	7	7
	2歳児	0	0	6	6	6	6
	合計・・・A	0	0	23	23	23	22
確 保 の 方 策	0歳児	0	0	9	9	9	9
	1歳児	0	0	9	9	9	9
	2歳児	0	0	9	9	9	9
	合計・・・B	0	0	27	27	27	27
差 (B - A)		0	0	4	4	4	5

【取組について】

令和8年度から事業を実施する予定です。

国の動きやニーズの把握に努め、実施する園との協議を進めます。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について】

○市内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

○認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

(17) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【概要】

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安、過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業

【対象】

市内在住で、保護者の疾病その他の理由により家庭においての養育を受けることが一時的に困難になったこどもや、子育てに係る負担の軽減等が必要な保護者となります。

量の見込みと確保の方策は、以下のようになります。

(日)

		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
シ ョ ー ト ス テ イ	量の見込み・・・A	0	0	6	6	6	6
	確保の方策・・・B	0	0	6	6	6	6
	差 (B-A)	0	0	0	0	0	0

【取組について】

令和8年度から実施します。受け入れ機関の拡充を図るとともに、ニーズ把握に努め、支援を必要とする児童及び親子への支援体制を整えます。

トワイライトステイについては、引き続き受け入れ機関の把握に努めていきます。

※トワイライトステイ

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となることで、家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安、過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養育施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業

(18) その他のサービス(未実施事業)

①実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

【今後の方向性】

現在、実費徴収に係る補足給付を行う事業は実施していません。

今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら検討します。

※令和2年度より、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯等に対して実費徴収されている食事の提供に要する費用（副食費分）を助成する事業のみ実施しています。

②多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

【今後の方向性】

現在、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は実施していません。

今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら検討します。

③児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業

また、児童及び家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待等を防止する事業

【今後の方向性】

現在、児童育成支援拠点事業は実施していません。

今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら類似事業との位置付けや実施体制も含め、検討します。

④親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業

【今後の方向性】

現在、親子関係形成支援事業は実施していません。

今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら、事業内容や実施体制等を検討します。